

国立大学法人群馬大学内部監査規程

平成17. 4. 1 制定

改正 平成19.11. 1 平成21. 9. 14

平成22. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 平成28. 4. 1

平成30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）を実施するための必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、学長の命により、本学における業務の状況について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他必要な観点から行い、本法人の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(監査担当者)

第3条 監査は、監査室の職員が担当する（以下「監査担当者」という。）。

2 学長は、必要があると認めるときは、監査室員以外の職員に、臨時に監査を行わせることができる。

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、第6条の監査計画に基づき、毎事業年度行う。

3 臨時監査は、学長が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査若しくは実地監査又はこれらの併用により行う。

(監査計画)

第6条 監査室長は、監査の実施に当たり毎事業年度の監査計画を定め、学長の承認を得るものとする。監査計画は、原則として監査を受ける組織（以下「被監査組織」という。）に対し通知する。

(監査権限)

第7条 監査担当者は、被監査組織に対し、資料の提出及び事実の説明又はその他必要事項の報告を求めることができる。

2 被監査組織は、前項の求めに対して、正当な理由なくしてこれを拒否することはできない。

(監査報告)

第8条 監査室長は、監査結果について監査報告書を作成し、学長に報告するものとする。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭を持って報告しなければならない。

(改善措置等)

第9条 学長は、監査室長から監査結果の報告を受け、必要がある時は、被監査組織の長に改善措置を命ずる。

2 被監査組織の長は、改善措置を講じたときは、当該措置について学長に報告する。

(監事への回付文書)

第10条 学長は、被監査組織の長に改善措置を命じたとき又は被監査組織の長から改善措置の報告書を受けたときは、これを監事へ回付する。

(監事及び会計監査人との連携)

第11条 監査に当たっては、監事及び会計監査人と連携又は調整し、効果的・効率的な監査に努める。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。